

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例(平成24年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 多目的広場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

期間	使用時間
5月1日から9月30日まで	8時から19時まで
10月1日から4月30日まで	8時から18時まで

(休場日)

第3条 多目的広場の休場日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たる場合は、その日の直後の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時に休場することができる。

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項前段の規定により多目的広場の使用許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、多目的広場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用しようとする日(次条において「使用希望日」という。)の属する月の1月前の月の初日(その日が那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下この項において「本市の休日」という。)に当たる場合は、その日の直後の本市の休日でない日とする。次条及び第6条において「受付日」という。)から行う。

(使用許可の決定等)

第5条 前条第2項の場合において、受付日に使用希望日の使用時間が競合したときは、協議又は抽選により使用許可を決定する。

2 前項に定めるもののほか、使用許可の決定は、申請順によるものとする。

3 市長は、使用許可を決定したときは、多目的広場使用許可書を交付する。

(優先使用)

第6条 第4条第2項及び前条の規定にかかわらず、市長は、条例第9条各号のいずれかに該当する場合は、受付日以前において、使用許可の申請を受け付け、及び使用許可を決定することができる。

(許可事項変更の申請等)

第7条 条例第4条第1項後段の規定により許可事項の変更を申請しようとする者は、速やかに多目的広場使用許可事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に対し許可をしたときは、多目的広場使用許可事項変更許可書を交付する。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、条例第7条の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、多目的広場使用取消等通知書により、使用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなった場合 使用することができなくなった使用時間に相当する使用料額

(2) 多目的広場の使用予定日の5日前までに使用の取りやめを届書により届け出た場合 全額

(3) 条例第4条第1項後段の規定による許可事項の変更に伴い、使用料に減額が生じた場合 減額相当額

(使用料の減免)

第10条 条例第9条に規定する場合において、使用料を減免することができる額は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条第1号及び第2号の規定に該当する場合 全額

(2) 条例第9条第3号から第6号までの規定に該当する場合 使用料の2分の1の額

(3) 条例第9条第7号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、多目的広場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、使用料の減免を認めたときは、多目的広場使用料減免通知書を交付する。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(届出)

第11条 条例第11条の規定による届出は、届書によらなければならない。

(様式)

第12条 多目的広場使用許可申請書の様式その他の様式は、市長が定める。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。